

屋外体育施設利用条件（7/1～）

【対象施設】

- 1.中央花公園(多目的広場・グラウンドゴルフ場)
- 2.向山公園(野球場・ソフトボール場)
- 3.総合公園(競技場・多目的広場)

【利用可能時間】 通常時間

【各施設共通事項】

- ① 利用する際は、感染予防を徹底し、「三つの密」(密閉空間・密集空間・密接場面)を避けてください。
- ② 利用者は過去2週間以内に、発熱や感冒の症状がなく、海外への訪問、帰省していない方とします。
- ③ 野球場は、管理棟の一部は使用禁止とします。
- ④ 複数人での利用の際は、利用者名簿(氏名・連絡先等)を作成し、感染症対策チェックリスト及び利用申請書と一緒に提出とします。なお、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに届け出てください。
- ⑤ 水分補給以外の飲食は禁止とします。

【小中高校生に限った事項】・・・期間は当面の間

- ① スポーツ少年団活動に限る
(スポーツ少年団に登録している指導者及び児童生徒の利用とします)
- ② 中学校及び高等学校の部活動(学校長から許可されている活動)に限る
(教職員及び指導者、生徒の利用とします)

※上記以外での活動は出来ません。

※新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく、部活動及びスポーツ少年団の方針による使用とします。